

## 水道料金・下水道使用料の消費税について（お知らせ）

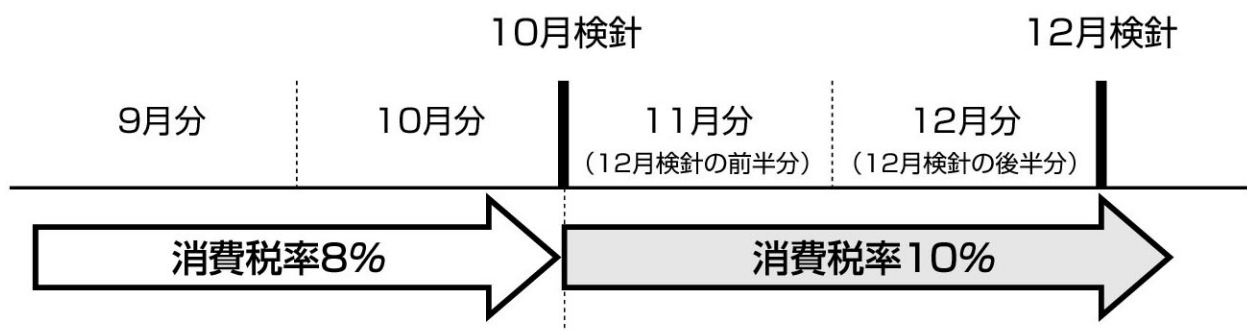
令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、水道料金・下水道使用料の消費税率も10%になります。

八尾市では、2か月ごとに水道メーターを検針し、2か月分のご使用水量を半分に分け、「（基本料金＋従量料金）＋消費税及び地方消費税」で計算し、前半分と後半分として1か月分ずつ請求させていただいております。

令和元年9月30日以前から継続してご使用されているお客さまには、消費税率を令和元年10月検針の後半分（10月分）まで8%、令和元年12月検針の前半分（11月分）から10%で計算し、請求させていただきます。

お支払いの時期等につきましては、12月検針時にお届けする「ご使用水量のお知らせ」に記載していますので、ご確認ください。

**12月検針の前半分（11月分）から新税率を適用します。**



### お問い合わせ

八尾市水道局 お客さまサービス課

電話：072-923-6301・6303・6304

FAX：072-923-6313

メールアドレス：suidouryokin@city.yao.osaka.jp